

第一部**EPAとは？****第二部****EPAを適用するための手続き**

－ 休憩時間 5分

第三部**例題：第三者証明制度における手続き**

主人公が、初めてEPAに挑戦するストーリーに沿って実演！

－ 休憩時間 10分

第四部**例題：自己証明制度における手続き**

主人公が、自己証明制度に挑戦するストーリーに沿って実演！

第二部：EPAを適用するための手続き

■ まずは手続きの全体の流れを知りたい！

EPA適用までのSTEP



※認定輸出者制度は、自己証明制度と同じステップになりますので、説明を割愛します。

※認定輸出者制度を利用する場合は、事前に経済産業省の認定を受ける必要があります。

認定申請の方法等については、経済産業省HPをご確認ください。農林水産省「EPA利用早わかりサイト」にもリンクを掲載しています。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/approved.html

第二部：EPAを適用するための手続き

STEP1 早見表で協定決定

STEP1

STEP2

STEP3

STEP4

STEP5

農林水産省が公開している「EPA関税率早見表」を活用



①「EPA利用早わかり」で検索

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/epa_n.html

農林水産省 English キッズサイト サイトマップ 文字サイズ 標準 大きく

逆引き事典から探す 組織別から探す キーワードから探す ENHANCED BY Google 検索

会見・報道・広報 政策情報 統計情報 申請・お問い合わせ 農林水産省について

ホーム > 国際 > EPA/FTA等に関する情報 > EPA利用早わかりサイト

EPA利用早わかりサイト

1. EPAを利用してより有利な条件で輸出してみませんか

通常、物品を輸出する際には品目によって輸入国が定めた関税を支払うことが必要ですが、EPAで関税を引き下げることが約束されている品目については、EPAを利用することで通常の関税率よりも低い税率（通称：EPA税率）で輸出することができます。

○EPA関税率早見表 New!

- ※ 主な農林水産品・食品のEPA関税率早見表（2021年4月時点）(EXCEL：339KB)
- ※ 主な農林水産品・食品のEPA関税率早見表（2021年4月時点）(PDF：508KB)



② <1. EPAを利用してより有利な条件で輸出してみませんか>に掲載されている

『EPA関税率早見表』を確認

早見表に掲載されていない製品については、農林水産省 EPA利用相談窓口にお問い合わせください。

epariyousoudan@maff.go.jp

※生鮮野菜・果実については、EPAで低い関税が設定されている場合でも、**輸出先国の検疫措置等により、実際には輸出が停止又は条件が付されている場合があります。**輸出先国の検疫措置の詳細については、農林水産省植物防疫所にお問い合わせ下さい。
また、EPA利用早わかりサイトにも情報掲載しておりますので、適宜ご参照ください。https://www.maff.go.jp/pps/j/search/e_hayami_kamotu.pdf

※輸出する製品のHSコードについては、事前に輸入国側の税関にもご確認ください。

STEP1 早見表で協定決定

STEP1

STEP2

STEP3

STEP4

STEP5

協定決定のポイント

①MFN税率とEPA税率を比較して関税削減効果があるか

②どの協定が最も効果が大きいか

③時間・コストで比較してどの証明制度を使うか

地域	国名	協定名	使用する HSコード	第三者証明 （商工会議所）	自己申告（自己証明）	認定輸出者	りんご（生鮮）		
							0808.10		
							MFN税率	EPA税率	PSR
アジア	ベトナム	日ベトナム	HS2007	○			8.0%	無税	CC
アジア	ベトナム	日アセアン （AJCEP）	HS2002	○			8.0%	2.5%	CC
アジア	ベトナム	CPTPP	HS2012	○			8.0%	無税	CC

②

③

①

第二部：EPAを適用するための手続き

■STEP2 産地を確認

STEP1

STEP2

STEP3

STEP4

STEP5

日本で栽培・収穫していることを客観的に示す書類

契約書・仕入書・伝票などから、下記内容に基づいて、輸出製品の産地を確認する

出荷伝票

納品日：2021.07.15
A B C 商事 様

伝票番号 1234567

納品者：JA〇〇
□□県△市◇町123

明細

No.	品名	数量	金額
1	□□県産 りんご	3箱	****
生産者：農業太郎 △市◇町456 (TEL:**-****-****)			

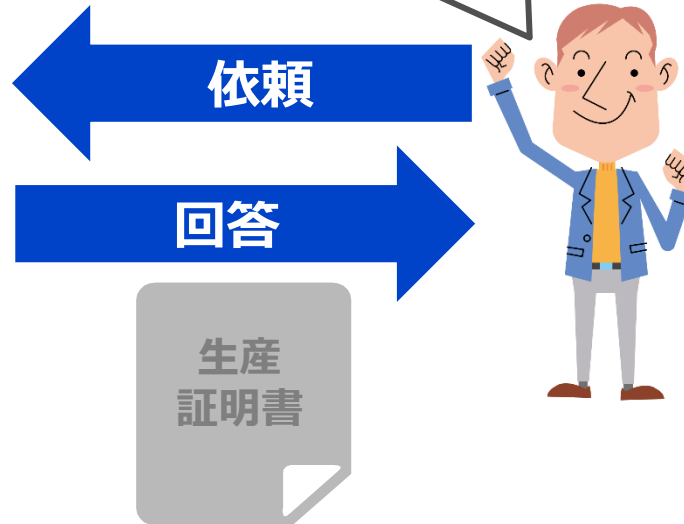
収穫地

生産者名

生産者の
所在地・連絡先

STEP1 > STEP2 > **STEP3** > STEP4 > STEP5

**生産証明書の作成
お願いします！**



作成したよ！

- 「生産者から直接集荷・購入した者」とは例えば「農協」
- 生産者から直接購入していない場合は、取引先を通じて依頼
- STEP3は第三者証明制度の場合のみ実施
自己証明制度の場合は、STEP3はスキップしてSTEP4へ

(判定依頼者記入欄)
判定受付番号等:
※指定発給機関からの依頼があれば御記入ください。

(判定依頼者) 殿

年 月 日

農林産品に係る生産証明書

住所（下記者の住所及び連絡先）

氏名（生産者又は卸売り業者等） 印

産品について、下記のとおりであることを証明します。

記

- 農林産物の種類 :
(注) 農林産物の一般的な名称を記載してください。
- 収穫地（都道府県名） :
- 生産者
☐ 当方（本紙右上の氏名欄に記載の者）
☐ 仕入先（別添の一覧表に記載の者）
☐ 仕入先（ ）
- その他
☐ 生産者名並びに生産者の所在地及び連絡先、並びに収穫地の特定できる取引等の記録について、特定原産地証明書を取得日から5年間（ただし、日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定および日エチオピア協定に規定する期間に準ずる）間、かつ、輸出の際に提出するとともに、締約国等の権限ある機関に提出することを経営者等が約束し、遵守していること。

(注) 生産証明書の作成は、生産者又は卸売り業者等が行う。

(注) 上記の「卸売り業者等」とは、生産者又は生産者の委託を受けた者（生産者又は生産者の代表者）を指す。

(注) 利用する経営者は、生産者又は生産者の代表者であること、生産者又は生産者の代表者として、その旨を証明する必要があります。

第二部：EPAを適用するための手続き

STEP4 原産地証明書の取得

STEP1

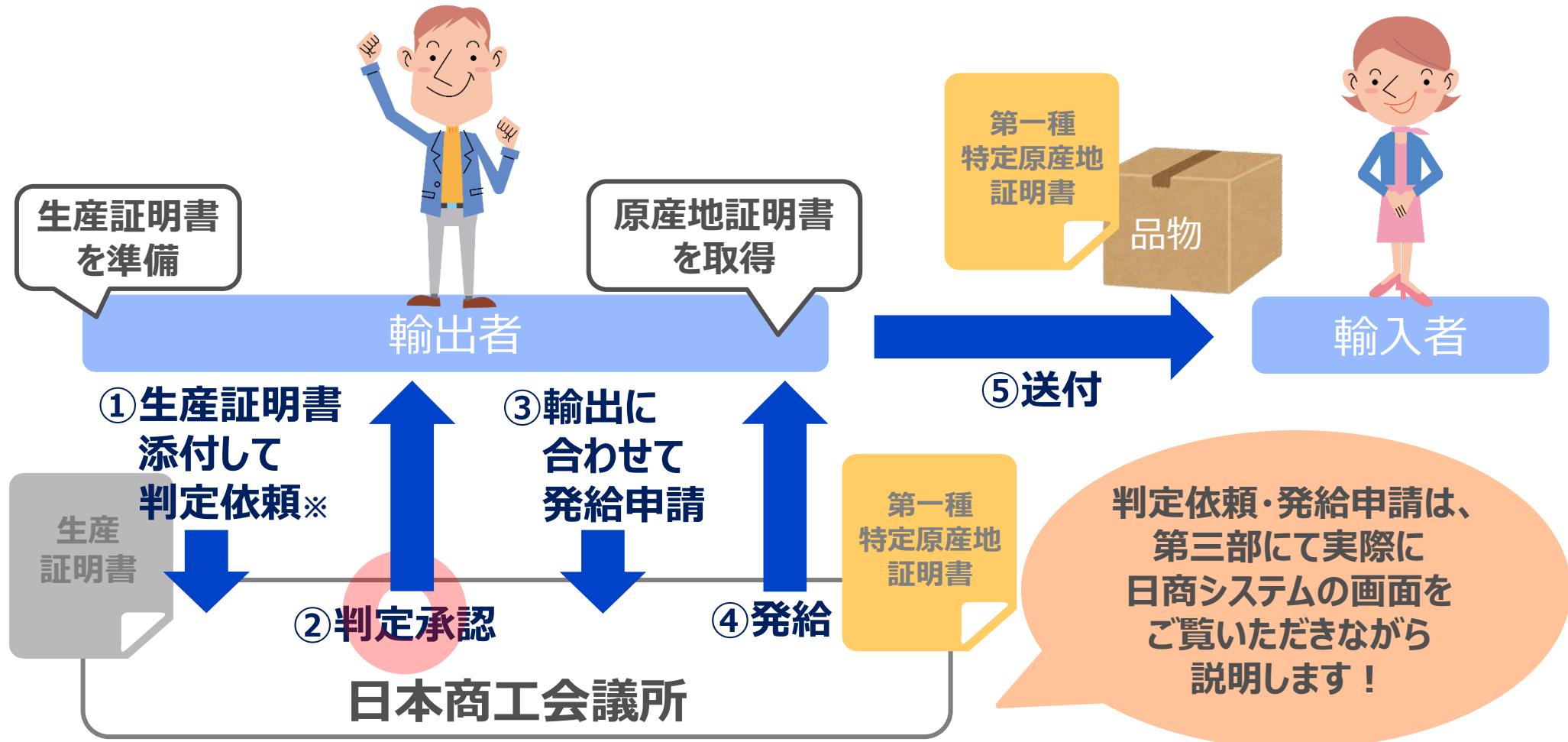
STEP2

STEP3

STEP4

STEP5

第三者証明制度の場合、日本商工会議所から取得



※判定依頼とは？

輸出品が協定で規定された原産地基準を満たしていることを証明し、その内容について、日商に審査を依頼すること。承認を受けることで、第一種特定原産地証明書の発給申請を行うことが可能となる。

判定依頼を行うことができる者は、輸出品の生産者もしくは、輸出品が利用する協定の原産地基準を満たしていることを証明できる輸出者

STEP4 原産地証明書の作成

STEP1 STEP2 STEP3 **STEP4** STEP5

自己証明制度の場合、自社で作成

協定ごとに原産地証明書（自己申告書）に記載すべき情報・文面が規定されている

各協定の原産地証明書（自己申告書）記載様式は、
農林水産省のEPA利用早わかりサイトに掲載されておりますので、こちらをご参照ください。
https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/epa_n.html

記載項目は、
第四部にて
ご案内します！



日EU・EPA 自己申告文

English version

(Period: from to⁽¹⁾)

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No.⁽²⁾) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of preferential origin⁽³⁾.

(Origin criteria used⁽⁴⁾)

(Place and date⁽⁵⁾)

(Printed name of the exporter)

日英EPA 自己申告文

English version

(Period: from to⁽¹⁾)

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No.⁽²⁾) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of preferential origin⁽³⁾.

(Origin criteria used⁽⁴⁾)

(Place and date⁽⁵⁾)

(Printed name of the exporter)

日オーストラリアEPA

Origin Certification Document

Australia-Japan Economic Partnership Agreement

1. Exporter's or Producer's Name and Address

2. Description of goods

3. Other (any other applicable origin criteria or other indication)

4. Production

5. Declaration

6. Signature

7. Date

8. Signature of Importer

9. Signature of Producer

CPTPP

Certification of Origin

(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)

1. Exporter's name, address (including country name), telephone number and e-mail address

2. Producer's name, address (including country name), telephone number and e-mail address

3. Importer's name, address in the importing country, telephone number and e-mail address

4. Description of goods

5. HS tariff classification number

6. Origin criteria

7. Signature of Importer

8. Signature of Exporter

9. Signature of Producer

※原産地証明書（自己申告書）は、輸出元である日本の輸出者・生産者のほか、輸出先である相手国の輸入者も作成することができます（日米貿易協定は輸入者のみ）。本セミナーでは、輸入者自己証明制度については説明を割愛させていただきます。

※認定輸出者制度の場合も、自社で原産地証明書（第二種特定原産地証明書）を作成。認定輸出者制度については説明を割愛させていただきます。

第二部：EPAを適用するための手続き

STEP5 書類の保存

STEP1

STEP2

STEP3

STEP4

STEP5

原産地証明書を取得・作成して終わりではない

輸入国側より、日本から輸入した産品が原産品であるかどうか、確認の問合せ(検認)を受ける可能性があるため、関連書類は保存しておく

保存書類

	第三者証明	自己証明
生産場所を確認した書類	STEP2 の書類 ○	○
農林産品に係る生産証明書	STEP3 の書類 ○	-
原産地証明書の写し※1	STEP4 の書類 ○	○
船積書類の写し※1	○	○

※1 検認時に提出が求められる可能性は低いが、これらの書類を保管しておくことで、関連書類の紐づけがしやすくなるという点において重要

5年間	4年間	3年間
日メキシコ協定 日マレーシア協定 日チリ協定 日タイ協定 日インドネシア協定 日フィリピン協定 日インド協定 日ペルー協定 日オーストラリア協定※3 日モンゴル協定 CPTPP※2	日EU協定※2 日英協定※2	日ブルネイ協定 日アセアン協定 日スイス協定 日ベトナム協定 RCEP※4

保存期間は
協定ごとに
異なる

※2 自己証明制度を採用

※3 第三者証明制度と自己証明制度の両方を採用

※4 未発効、第三者証明制度を採用。将来的には自己証明制度も利用可能になる可能性あり

第一部**EPAとは？****第二部****EPAを適用するための手続き**

－ 休憩時間 5分

**第三部****例題：第三者証明制度における手続き**

主人公が、初めてEPAに挑戦するストーリーに沿って実演！

－ 休憩時間 10分

第四部**例題：自己証明制度における手続き**

主人公が、自己証明制度に挑戦するストーリーに沿って実演！